

掛川市条例第13号

掛川市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月27日

掛川市長

(別紙)

掛川市介護保険条例の一部を改正する条例

掛川市介護保険条例（平成17年掛川市条例第115号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>目次</p> <p>第1章・第2章（略）</p> <p>第3章・第4章（略）</p> <p>附則 （保険料に関する申告）</p> <p>第11条（略）</p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章（略）</p> <p><u>第2章の2 指定地域密着型サービス事業者の指定等の基準（第11条の2－第11条の5）</u></p> <p>第3章・第4章（略）</p> <p>附則 （保険料に関する申告）</p> <p>第11条（略）</p> <p><u>第2章の2 指定地域密着型サービス事業者の指定等の基準（第11条の2－第11条の5）</u> <u>（指定地域密着型サービス事業者の指定の基準）</u></p> <p><u>第11条の2 法第78条の2第1項の条例で定める入所定数の数は、29人以下とする。</u></p> <p><u>2 法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第131条の10の2に規定する基準に該当する者とする。</u> <u>（指定地域密着型サービスの事業の基準）</u></p> <p><u>第11条の3 法第78条の4第1項の条例で定める基準及び員数並びに同条第2項の条例で定める設備及び運営に関する基準は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）に規定する基準とする。</u> <u>（指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の基準）</u></p> <p><u>第11条の4 法第115条の12第2項第1号の条例</u></p>

で定める者は、省令第140条の27の2に規定する基準に該当する者とする。

(指定地域密着型介護予防サービスの事業の基準)

第11条の5 法第115条の14第1項の条例で定める基準及び員数並びに同条第2項の条例で定める効果的な支援の方法に関する基準並びに同項の条例で定める設備及び運営に関する基準は、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）に規定する基準とする。

第3章 雑則

(委任)

第12条 (略)

第3章 雑則

(委任)

第12条 (略)

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。